

岐阜市議会ビデオライブラリー設置要綱

〔平成20年3月26日〕
〔各会派幹事長会議決定〕

（目的）

第1条 この要綱は、身近な議会、開かれた議会の実現を目指し、議会広報の一環として、議会中継を録画したDVDの貸出し、視聴及び複写（以下「貸出し等」という。）を行うことにより、岐阜市議会の本会議の模様を視聴できるようにより多くの機会を提供することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、岐阜市議会図書室に本会議の模様を録画したDVDを備えたビデオライブラリーを設置する。

（事業）

第3条 ビデオライブラリーに関する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DVDの貸出しに関すること。
- (2) DVDの視聴に関すること。
- (3) DVDの複写に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ビデオライブラリー機能として必要なこと。

（利用対象者）

第4条 ビデオライブラリーの利用対象者（以下「利用者」という。）は、利用を希望するすべての者とする。

（貸出し等）

第5条 DVDの貸出し等は、前条各号に規定する利用者に対して行うものとする。

- 2 DVDの貸出し等を受けようとする利用者は、利用者記録カード（別記様式）に必要事項を記入するものとする。この場合において、図書室長は、必要があると認めるときは、利用者に対し本人であることを示す書類の提示を求めることができる。
- 3 DVDの貸出しは、無料とする。
- 4 DVDの視聴は、図書室長の指定する場所で行うものとする。

5 DVDの複写に係る実費徴収額については、市長の事務部局の例による。

6 DVDの貸出し等は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分までの間に行うものとする。

(貸出数及び期間)

第6条 DVDの貸出しは、利用者1人1回につき5本以内とし、貸出しの期間は、10日以内とする。ただし、特別の事由により図書室長が認めた場合はこの限りでない。

(遵守事項等)

第7条 利用者は、DVDの滅失又はき損の防止に努め、転貸若しくは目的外に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、DVDを滅失又はき損したときは、利用者はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ビデオライブラリーの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式

利用者記録カード

氏名								
住所 連絡先		Tel. — —						
	利用方法	内 容	期 間					確認
1	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
2	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
3	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
4	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
5	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
6	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
7	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
8	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
9	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	
10	貸出 視聴 複写	平成 年 月定例会 日 日	自	平成	年	月	日	
			至	平成	年	月	日	